



光陽通信

発行月：2024年1月



明けまして
おめでとうございます

辰
2024

KOYO INTERNATIONAL PATENT FIRM

ごあいさつ

お客様のご発展に役立つこと、それが私たちの使命です。知的財産権の分野においては、国際的重要度が増し、出願書類の質、納期、サービスにおいて、益々高いものが要請されるようになり、その要請に応えられるよう、日々、精進しております。

この度、第28号として、冬号を発行致しました。常日頃より弊所をご愛顧頂いているお客様には、日々の感謝を申し上げるとともに、知財業務のお役に立つ情報となれば幸いです。

また、新たに特許事務所をお探しのお客様には、これを機会に弊所をより深く知って頂き、是非弊所をご検討・ご用命くださいますようお願い申し上げます。

2024年冬号 目次

- ごあいさつ p1
- 判決に学ぶ p2
- 特許異議申立てと特許無効審判について p4
- 意匠の同一、類似 p5
- 海外の特許事情
- 肖像権侵害の判断基準について p6
- 事務所の概要 p7
- 銀座界限「てくてくグルメ」 p8



判決に学ぶ

弁理士 荒船博司

判例解説 東京地方裁判所判決（令和3年（ワ）第33996号）

第1 初めに

本判決は、特許権者である原告が、被告の製造販売する製品が均等論により特許権侵害に当たるか否かを東京地方裁判所が判断した判決である。

ここでは、被告の製造販売する製品が、原告の主張する均等論により特許権の技術的範囲に入るか否かの裁判所の判断についてのみ考察する。

また、紙面の都合上、判決文の内容が分かる範囲で部分的に省略する。また、裁判の結果に影響のない原告と被告の主張の内容は簡略的に纏めました。

第2 事案の概要

本件は、発明の名称を「トレーニング器具」とする特許第4063821号の特許（以下「本件特許権」という。）に係る特許権（以下「本件特許権」という。）を有する原告が、被告による「トータルショルダージョイント」との名称のトレーニングマシン（以下「被告製品」という。）の製造、販売等が本件特許権の侵害に当たると主張して、被告に対し、特許法第100条1項に基づき、被告製品の製造、販売等の差し止めを、同条2項に基づき被告製品及び半製品の廃棄を求める事案である。

1 前提事実

（当事者間に争いのない事実並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨より容易に認められる事実）

（1）当事者（弁論の全趣旨）

ア 原告は、トレーニング施設の運営等を目的とする株式会社であり、本件特許権を有している。

イ 被告は、トレーニング機械器具の製造販売等を目的とする株式会社である。

（2）本件特許

ア 原告は、平成16年12月28日、本件特許に係る特許出願（特願2004-381653）をし、平成20年1月11日、本件特許権の設定登録（請求項の数3）を受けた（以下、同特許出願の願書に添付した明細書及び図面を併せて「本件明細書」という。また、明細書の発明の詳細な説明中の段落番号を【0001】などと、図を【図1】などと、それぞれ記載する。）。

イ 本件特許の特許請求の範囲の請求項1の記載は、次の通りである。（以下、同請求項に係る発明を「本件発明」という。）。

【請求項1】の分説

A 着座部と、

B 負荷の大きさが調整自在の負荷付与部と、

C 前記着座部がその中央位置となるように所定の間隔をあけて鉛直方向に延びる2本の案内支柱と、

D 該2本の案内支柱にその一端側が上下動自在で且つ水平方向に回転自在にそれぞれ嵌合された2つの昇降揺動部材と、

E 該2つの昇降揺動部材の他端側に鉛直方向に軸支された軸と連結して該昇降揺動部材の下方に水平方向に回転自在に設けられた把持部と、

F 一端が前記負荷付与部に連結され、他端が前記昇降揺動部材の案内支柱の嵌合位置よりも他端側に連結され、方向転換案内車に巻回され、前記負荷付与部の負荷によって前記昇降揺動部を上下方向に付勢する引張部材と、

G 前記昇降揺動部材内において前記引張部材の他端側と連結して前記負荷付与部により把持部の前記軸を中心とする回転に負荷を与えるように設けられ、前記把持部の前記軸を中心とする回転運動を伝達する回転伝達部と、該回転伝達部により伝達された回転運動を前記引張部材の他端側と連結している摺動軸の上下動に変換するクランク機構部と、を具備する負荷伝達部と、

H を具備したトレーニング器具。

（3）被告が製造販売している被告製品の分説

a シートと、

b 負荷の大きさが調整可能なウェイトと、

c シートが中央の位置となるように所定の間隔をあけて鉛直方向に延びる2本の案内支柱と、

d 2本の案内支柱にその一端側が上下動自在で且つ水平方向に回転自在にそれぞれ嵌合された2つの昇降揺動部材と、

e 2つの昇降揺動部材の他端側に鉛直方向に軸支された軸と連結して昇降揺動部材の下方に回転自在に設けられたハンドルと、

f 一端が前記ウェイトに連結され、他端が昇降揺動部材の案内支柱の嵌合位置よりも一端側に連結され、滑車に巻回され、前記ウェイトの負荷によって前記昇降揺動部材を上方向に付勢するワイヤーと、

h を具備したトレーニングマシン。

被告製品の構成aないしc、e及びhは、それぞれ、構成要件AないしC、E及びHを充足するが、同構成fは、構成要件Fを充足せず、被告製品は、構成要件Gに対応する構成を有していないから、構成要件Gを充足しない。

2 争点

- （1）構成要件Dの充足性（争点1）
- （2）均等侵害の成否（争点2）
- （3）差し止め及び廃棄の必要性の有無（争点3）

第3 争点1、2に関する当事者の主張の概略

（原告の主張の概略）

構成要件Gに対応する構成は備えていない。

別紙写真目録2の各写真のとおり、被告製品の構成dに案内支柱は、……中略……「嵌合」していることから、被告製品は構成要件D（本質部分）を充足する。

また、被告製品のワイヤーは、他端が昇降誘導部材の案内支柱の嵌合位置よりも一端側に連結されており（構成f）、「……他端側に連結され」（構成要件F）ているわけではなく（以下「相違点A」という。）、また、被告製品は構成要件Gに対応する構成を備えない（以下、「相違点B」という。）ものの、以下の通り、均等侵害が成立する。

（1）均等侵害が認められる第1要件

ア 先行技術について

本件発明の先行技術としては、ブルダウンと呼ばれるトレーニング器具に関する技術（本件明細書【0002】）、及び被告から提出された先行技術（米国特許出願公開第6770015号明細書に記載されたケーブルマシンの技術（以下、「甲7発明」という。））があるが、いずれの先行技術も、ケーブルの張力のみを利用する運動を可能とするものにすぎない。

イ 被告製品は、昇降揺動部材を垂直方向に下げる運動と、支柱を軸として昇降揺動部材を回転させる運動とを、同時に実現する構成（具体的構成は紙面の都合上省略）、即ち、本件発明の本質部分Dを備えていて、相違点A及びBは本質部分ではないので、均等侵害の第1要件を充足する。

（2）均等侵害が認められる第2要件

被告製品は、相違点A及びBがあるとしても、本件明細書【0032】記載の作用効果と共通する作用効果を奏するので、置換可能性を認められることは明らかで、均等侵害の第2要件を充足する。

（3）均等侵害が認められる第3要件

本件発明から、相違点A及びBに係る構成を除外し、通常のハンドルを直接昇降揺動部材に取り付けることに格別の困難性はなく、被告製品は第3要件を充足する。

（4）均等侵害が認められる第4要件

本件発明の技術的思想は、甲7発明の技術的思想とは真逆であり構成も異なる甲7発明に基づき容易に想到するのは困難である。

（5）均等侵害が認められる第5要件

構成要件Gに係る構成は、出願当初の請求項1に記載されていたが、同構成を明確にするために構成要件Gが追加されたに過ぎず、被告製品のような構成要件Gを欠く製品を技術的範囲から除外したという事情はない。

（6）小括

被告製品は、本件特許の特許請求の範囲（請求項1）に記載された構成と均等なものであって、本件発明の技術的範囲に属するものと認められる。

（被告の主張の概略）

（1）第1要件について

ア 甲7発明には原告が本件発明の本質部分と主張する構成要件Dが備わっている一方で、構成要件Gの構成はない。

イ 本件明細書の【0009】には「かわし動作」をすることで、筋肉が「弛緩」してリラックスした状態になる作用効果（第1の作用効果）があること、「筋の共縮を防ぐ」作用効果（第2の作用効果）があることが記載されている。

そして、【0027】には、構成要件Gの構成により、把持部60は正面を向くように付勢され、負荷に抗する形での「かわし動作」が可能となっているので、第1の作用効果は構成要件Gにより実現されているといえる。また、【0031】では、ハンドル（把持部）を引き下げる動作の時に……中略……ウェイト31を引き上げて、負荷付与部の負荷の一部に抗することとなり、昇降誘導部材を引き下げて回転付勢が弱まった部分を相補して、第2の作用効果である「略一定の筋力を出力」することが実現されていることから、第2の作用効果も構成要件Gの構成がなくては実現できないものといえる。

ウ まとめ

本発明の課題及び解決手段とその効果に照らすと、従来の技術には見られない特有の技術的思想を構成する特徴部分、すなわち、本件発明の本質部分は、構成要件Gの構成であり、同構成を欠く被告製品は第1要件を充足しない。

（2）第2要件及び第3要件について

本件発明の本質部分は、ハンドル部分が常に正面を向くように回転付勢される点にあるところ、被告製品は、ハンドルが自由回転するだけで、何ら回転付勢はされていない。

したがって、被告製品を使用することにより、第1及び第2の作用効果を得ることはできないから、被告製品は、置換容易性を論ずるまでもなく、第2要件及び第3要件を充足しない。

（3）第4要件について

甲7発明と被告製品は、基本的な技術的思想が同一である。すなわち、…中略…被告製品の構成は、甲7発明に基づき容易に想到出来たものである。したがって、被告製品は第4要件も充足しない。

(4) 第5要件について
…前略…。

しかし、原告は、…中略…手続き補正書により、出願当初の請求項1の負荷伝達部の構成を、構成要件Gのクランク機構部に限定する補正を行った。

原告は、本件発明の技術的範囲から構成要件Gのクランク機構部を備えないものを意識的に除外したといえ、同機構部を備えない被告製品には本件発明の技術的範囲から意識的に除外されたという特段の事情があるものと評価される。

よって、被告製品は第5要件も充足しない。

(5) 小括

以上のとおり、被告製品は、本件特許の特許請求範囲(請求項1)に記載された構成と均等なものではなく、本件発明の技術的範囲に属するとは認められない。

3 争点3(差止め及び廃棄の必要性の有無)について

争点3については論じない。

第4 裁判所の判断

1 本件明細書の記載事項等

(1) 本件明細書の発明の詳細な説明には、以下のとおりの記載がある。

本誌では、紙面の都合上、省略する。

(2) 前記(1)の記載事項によれば、本件明細書には、本件発明に関し、次のような開示があることが認められる。

本発明がなされるに至った技術的背景、課題、発明の目的、請求項1の発明の構成及び効果

(本発明がなされるに至った技術的背景)【0002】、(課題)【0003】、(発明の目的)【0004】及び(請求項1の発明の効果)【0009】の記載は、下記(2)の記載と共通するため記述は省略する。

また、請求項1の発明の構成は、上記第2事案の概要中、1の(2)のイの本件特許の【請求項1】の分説と共通するため記述は省略する。

2 争点2(均等侵害の成否)について

(1) 均等論における特許発明の本質的部分と非本質的部分

均等の第1の要件にいう特許発明における本質的部分とは、当該特許発明の特許請求の範囲の記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴部分であると解すべきである。

そして、上記本質部分とは、特許請求の範囲及び解決手段とその効果を把握する上で、特許発明の特許請求の範囲の課題及び解決手段とその効果を把握した上で、特許発明の特許請求の範囲記載のうち、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分が何であるかを確定することによって認定されるべきである。

また、第1の要件の判断、すなわち対象製品等との相違部分が非本質的部分であるかどうかを判断する際には、上記のとおり確定される特許発明の本質的部分を対象製品等が共通に備えているかどうかを判断し、これを備えていると認められる場合には、相違部分は本質的部分ではないと判断すべきである。

(2) 技術的背景、課題、目的、発明の効果発明を実施するための最良の形態の記載等

(本件発明に至った技術的背景)

本件明細書には、「肩部や背部の筋肉等に対してトレーニングを行う際に用いるトレーニング器具として、ブルダウンと呼ばれるトレーニング器具がある。このトレーニング器具は、座席に着座した使用者が上方に延ばした両手で一本の棒状の把持部を把持し、この把持部を引き下げて把持部に連結されたウェイトを引き上げることにより、肩部や背部の筋肉等に対して負荷を付与してトレーニングを行うものである。…このようなトレーニングは終動負荷トレーニングと呼ばれ、最後まで負荷を付与し各関節角度において大きな筋力を発揮させることにより、筋肉の強い緊張(硬化)を伴いながら、筋肉を肥大化させるものである。【0002】、(課題)

「終動負荷トレーニングにより獲得した筋肉は、柔軟性及び弾力性に劣るため実際の協議等に必要な身体動作をロスさせる要因になっている問題があった。又、終動負荷トレーニングは、…身体動作に違和感が生じる問題があった。又、…産出された乳酸等の疲労物質が蓄積され、筋肉痛や疲労など身体への負担が大きくなる問題があった。更に、筋肉の硬化が故障の大きな原因となっている問題があった。」【0003】、(目的)

「本発明は前記問題に鑑みてなされたものであり、筋肉の硬化を伴うことなく、筋肉痛や疲労など身体への負担が少なく、柔軟で弾力性の富んだ肩部や背部の筋肉等を得ることができ、トレーニング器具を提供することを目的とする。」【0004】

(発明の効果)

「請求項1に記載のトレーニング器具によれば、…弛緩—伸張—短縮の一連動作の促進が図られ、さらに共縮が防止されることによって、神経と筋肉の機能や協調性を高め、筋肉痛や疲労など身体への負担が少なく、筋肉の硬化を伴うことなく、柔軟で弾力性の富んだ筋肉を得ることができる。」【0009】、(発明を実施するための最良の形態における記載)

「使用者は、…各把持部60を…軸回転させて、各把持部60を把持した手の甲をそれぞれ正面方向より外側に向ける。この「かわし動作」のポジションをとることにより、屈筋と伸筋とが共に「弛緩」して肩や腕がリラックスした状態になる。又、負荷付与部30の負荷により把持部60が上方に付勢されており、肩甲帯付近等の筋肉が適度に「伸張」される。」

【0030】、「次に、使用者は、…負荷付与部30の負荷に抗して両腕を屈曲し筋肉を「短縮」させて…、さらに上腕を外側に捻る「弛緩」と「伸張」の動作を加えながら、両手で把持部60を引き下げる。この上腕を外側に捻る動作によって各把持部60を昇降揺動部材50に対してさらに外側水平方向に軸回転することにより、ウェイト31を昇り上げることになり、両腕を引き下げる初動における負荷が減少する。このように、…「弛緩」と「伸張」の動作を加えながら適切な「短縮」のタイミングを出現させることにより、各筋肉群が「弛緩—伸張—短縮」のタイミングを得て、運動性よく動作を行うことができる。」【0031】、「又、使用者は、両腕を屈曲して把持部60を引き下げるとき、昇降揺動部50が正面方向を向くように回転付勢される力に抗して、昇降揺動部50がそれぞれ外側を向くように両腕を外側に漸次広げる。…両腕を屈曲させて把持部60を引き下げることに伴い、両腕を外側に広げることに対する抗力が減少する…ため、両腕を屈曲させて把持部60を引き下げるとき、使用者は両腕を外側に広げるように略一定の筋力を出力させることにより、把持部60を引き下げながら、両腕を漸次外側に広げる動作を滑らかに行うことができ、筋の共縮を防ぐことが可能となる。」【0032】

との記載がある。

(構成要件Gは本件発明の本質的部分)

これらの記載に照らすと、本件発明は、把持部を水平方向に軸回転させて負荷付与部の負荷を引き上げ、把持部にかかる上方向に付勢する負荷を軽くすることを可能にする構成を採用することにより、使用者が、「弛緩」と「伸張」の動作を加えながら適切な「短縮」のタイミングを出現させることができ、各筋肉群が「弛緩—伸張—短縮」のタイミングを得て、運動性よく動作を行うことができることを可能にするともに、両腕を屈曲させて把持部を引き下げることにより、両腕を外側に広げることに対する抗力が減少する構成を採用することにより、筋の「共縮」を防ぐことを可能にし、もって、筋肉の硬化を伴うことなく、筋肉痛や疲労など身体への負担が少なく、柔軟で弾力性の富んだ肩部や背部の筋肉等を得ることができるトレーニング器具を提供し、従来技術の課題を解決するものといえる。そうすると、これらの各構成については、従来技術に見られない特有の技術的思想を構成する特徴的部分であると認められることができる。

そして、本件明細書においては、上記の各構成のうち、上記把持部を軸回転させて負荷付与部の負荷を引き上げ、把持部にかかる上方向に付勢する負荷を軽くすることを可能にする構成について、「把持部60を昇降揺動部材50に対して軸回転することにより、回転伝達部91及びクランク機構部92を介して揺動軸57が上下動することにより、クランプにより連結されたウェイト31が上下動する。」【0026】、「把持部60を昇降揺動部材50に対して初期状態である略正面方向から外側水平方向へ回転付勢力に抗して軸回転することにより、揺動軸57が昇降揺動部材50に対して下方に揺動し、前記クランプにより連結されたウェイト31が引き上げられる。」【0027】との記載がある。これらの記載に照らすと、本件発明の特許請求の範囲において、上記把持部を軸回転させて負荷付与部の負荷を引き上げ、把持部にかかる上方向に付勢する負荷を軽くすることを可能にする構成に対応する構成は、把持部の回転運動を伝達し、同伝達された回転運動を揺動軸の上下動に変換するクランク機構部を具備する負荷伝達部であり、構成要件Gの構成であると認められる。

(均等の第1要件を満たさない)

本件においては、被告製品が構成要件Gに相当する構成を備えていないこと(相違点B)に争いがなく、本件発明の本質的部分を被告製品が共通に備えているとは認められないから、本件発明と被告製品の相違点Bが本質的部分ではないということではできず、被告製品は、均等の第1要件を満たさない。

その他にも原告はる主張するが、いずれも上記結論を左右しない。

(被告製品は本件発明の技術的範囲に属しない)

以上によれば、被告製品は、その余の要件を検討するまでもなく、本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとはいえないから、本件発明の技術的範囲に属するものとは認められない。

第5 結論

以上によれば、その余の点について判断するまでもなく、原告の請求は理由がないから、これを棄却することとして、本文のとおり判決する。

『均等侵害を主張する場合の留意事項』

判断の対象となる製品が文言上「特許請求の範囲」の中に入らない場合であっても、下記5つの要件を満たせば、その製品は特許発明と均等である(均等論が適用できる)と判断されて特許権の範囲のものであるとされ、侵害と判断されます。その5つの要件とは、「特許請求の範囲」に記載された構成中に判断の対象となる製品と相違する部分が存在する場合に、

1. その相違部分が特許発明の本質的部分でないこと(非本質的部分)
 2. その相違する部分をその製品におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達成することができ、同じ作用効果を奏すること(置換可能性)
 3. その製品の製造時点において、当事者がそのような置き換えを容易に想到できたものであること(侵害時の置換容易性)
 4. その製品が、特許発明の特許出願時点における公知技術と同一ではなく、また当事者がその公知技術から出願時に容易に推考できたものではないこと(出願時公知技術からの容易推考困難性)
 5. その製品が発明の特許出願手続きにおいて特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たる等の特段の事情もないこと(意識的除外)
- である。これら5つの要件を満たせば、その製品は、「特許請求の範囲」に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に入るものと判断される。方法の発明についても同様に判断される。

<判決に学ぶ/次頁へ続く>

<判決に学ぶ/前頁続き>

本件の場合、上記（構成要件Gは本件発明の本質的部分）の説明文から考えて構成要件Gは本質的部分である。被告製品は構成要件Gに相当する構成を備えていない。このことについて、争いがなく、本件発明の本質的部分を被告製品が共通に備えているとは認められないから、本件発明と被告製品の相違点Bが本質的部分ではないということではできず、被告製品は、均等の第1要件を満たさないから、被告製品は、その余の要件（均等侵害が認められる上記1～5の要件）を検討するまでもなく、本件発明の特許請求の範囲に記載された構成と均等な物とは言えず、本発明の技術的範囲に属しないと判断された。

このことから考えて、問題となる製品が特許発明の技術的範囲に入るか否かを判断するにあたっては、問題となる製品が文言上特許請求の範囲に記載されている構成要件（要素）を全て備えているか否かを検討し、全て備えている場合は文言上、技術的範囲に入るとして対応する。そうでない場合は、まず、特許請求の範囲に記載された発明の本質的部分が特許明細書に記載された発明の目的、構成、効果からして何であるかを考え、次に、その検討した特許発明の本質的部分を問題となる製品が共通に備えているか否かを検討し、その上で、均等論により、技術的範囲に入るか否かを考えるべきだと思う。

特許異議申立てと特許無効審判について

文：弁理士 赤澤 高

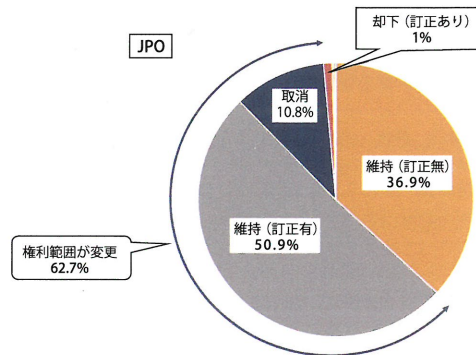
1. はじめに

特許を消滅させる制度として特許異議申立て（以後、異議申立て、という。）と特許無効審判（以後、無効審判という。）がある。どちらの制度を活用すべきかについては様々な観点から判断すべきであるが、今回は成功率の観点から考察する。

2. 異議申立てと無効審判の成功確率

(1) 異議申立て

特許が取り消される確率（完全成功確率）は、10.8%である。しかし、訂正後に維持されたケース（部分的成功確率）は、50.9%である。訂正により異議申立ての目的が達成される場合もあるため、完全成功確率と部分的成功確率を合わせると、61.7%となる。



※2015年4月から2021年12月までに最終処分がなされた件数(6,312件)

図1 異議申立ての成功確率

(2) 無効審判

直近5年の無効成功率（完全成功確率）の平均は、19.4%である。訂正した後、有効となったケース（部分的成功確率）は、20%程度である。完全成功確率と部分的成功確率を足しても50%にならない。

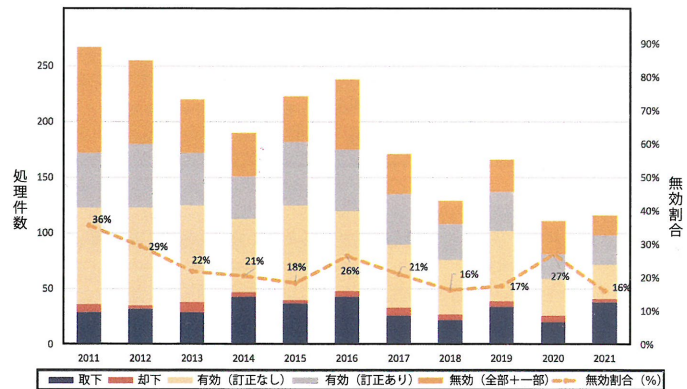


図2 無効審判の成功確率

3. 考察

完全成功確率で比較すると、無効審判の方が異議申立ての約2倍である。一方で、部分的成功確率で比較すると、異議申立ての方が圧倒的に高い。この現象について考察する。

a) 状況的に見ると、無効審判では、侵害対象が特許権者にとって明確になっているケースが多く、特許権者としては安易に訂正できない。訂正した結果、侵害対象が権利範囲から外れてしまえば意味がないからである。一方、異議申立ての段階では、侵害対象が特許権者にとって不明なケースが多く、特許権者としては取消理由を解消するための訂正を行う。その結果として、無効審判と比較して、異議申立ての方の部分的成功確率が高くなり、完全成功率が低くなるものと思われる。

b) 制度的に見ると、異議申立てでは、申立人は、異議申立書を提出した後、特許権者が訂正しない限り、審理に関与できない。実際、異議申立てにおいては、特許権者側は必要となれば、審判官に面接を申し込むことができ、自己の主張のみを審判官に伝達することができるが、申立人は反論できない。これに対し、無効審判は、当事者対立構造なので、口頭審理で請求人は反論することが可能となる。よって、無効審判の方が請求人にとって不利にならない分、完全成功率が高くなるといえる。

c) 異議申立て期間中に、あえて無効審判を請求するケースはほとんどないと思われるが、現状、完全成功率が10%程度であることは認識すべきである。異議申立てでは、自社の製品から権利範囲が外れるように訂正させるように仕向けることが求められ、無効審判では、無効にすることが求められる。

4. まとめ

上記した内容の詳細につきましては、特許庁のホームページを御覧ください。

出典元：https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/seminar/document/chizaishihou-2022/shiryo-2_7.pdf

意匠の同一、類似

文：弁理士 荒船博司

1. 意匠の同一、類似

意匠は、「物品の形状等、建築物の形状等又は画像であつて視覚を通じて美観を起させるもの（意匠法第2条1項）（以下、物品等の形態という。）」である。すなわち、意匠は物品等と形態の2つの情報により特定される。

2. 審査における「同一」と「類似」

意匠の同一とは、物品等が同一で形態も同一であることをいい、意匠の類似とは①物品等が同一で形態が類似、②物品等が類似で形態が同一、③物品等も形態も類似である3態様をいう。

3. 物品の同一、類似

用途及び機能が同一であれば物品等は同一であり、用途及び機能に共通性があれば物品等は類似であると判断される。

4. 形態の同一、類似

形態の同一とは形態が全く同じ場合である。形態の類似は、両意匠の形態における共通点及び差異点が、①物品等全体に占める割合が大きければ高く評価され、小さければ低く評価される。②需要者が関心を持って観察する部分であれば、高く評価され、そうでなければ、低く評価される。また、③その物品等の分野の他の先行意匠群との比較において、その共通点又は差異点がありふれた形態であれば低く評価され、新規なものであれば高く評価される。また、④共通点又は差異点がたとえ物品等の機能に基づき選択された形態であっても、それが造形的な自由度があり、その形態でなければならぬ必然性がない場合は、意匠として評価される。

これら共通点と差異点を総合的に評価した上で類似か否かが判断される。

5. 登録意匠の判断主体

意匠の「類似」の判断主体は需要者である。審査実務では取引者を含む「需要者」を判断主体としている。

6. 公知意匠（意匠法3条1項各号に該当する意匠）と部分意匠との類否判断

部分意匠と公知意匠は以下の全てに該当する場合に類似と判断される。

- ①部分意匠の意匠に係る物品等と公知意匠の意匠に係る物品等とが同一又は類似であること
- ②部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との用途及び機能が同一又は類似であること

③部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所との形態が同一又は類似であること

④部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等の全体の形態の中での位置、大きさ、範囲と公知の意匠における「意匠登録を受けようとする部分」に相当する箇所の当該物品等の全体の形態の中での位置、大きさ、範囲とが同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

なお、上記①～④について、全て同一の場合、両意匠は同一となる。

7. 部分意匠の意匠登録出願に関する意匠法第9条及び第10条の規定

意匠法第9条及び10条の規定は、部分意匠の意匠登録出願同士及び全体意匠と部分意匠の意匠登録出願の間でもその適用について判断される。

(1) 部分意匠同士の類否判断

部分意匠同士が以下の全てに該当する場合、両意匠は類似する。但し、①～④の全てにおいて同一の場合、両意匠は同一となる。

- ①部分意匠の意匠に係る物品の用途及び機能が同一又は類似であること
- ②「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が同一又は類似であること
- ③「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること
- ④「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が同一又は当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内のものであること

(2) 全体意匠と部分意匠との類否判断

意匠は、物品等と形態が一体不可分のものであるから、全体意匠の意匠に係る物品等と部分意匠の意匠に係る物品等とが同一又は類似でなければ、意匠の類似は生じない。

全体意匠と部分意匠が以下の全てに該当する場合、両意匠は類似する。但し、①～④の全てにおいて同一の場合、両意匠は実質的に同一となる。

- ①全体意匠に係る物品等と部分意匠の意匠に係る物品等が同一又は類似であること
- ②全体意匠の用途及び機能が部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能が同一又は類似であること
- ③全体意匠の意匠登録出願の形態と部分意匠の「意匠登録を受けようとする部分」の形態が同一又は類似であること
- ④全体意匠の物品等全体に対し、部分意匠の意匠登録出願の「意匠登録を受けようとする部分」の当該物品等全体の形態の中での位置、大きさ、範囲が当該意匠の属する分野においてありふれた範囲内の相違であること



海外の特許事情

文：弁理士 穉吉康平

ヨーロッパ期限日の計算における10日間ルールの廃止

これまで、ヨーロッパ特許庁（EPO）が発行する通知は、発行日から10日後に名宛人に送達されたものとみなされていました。これに基づき、オフィスアクション（94条（3）に基づく通知）に対する応答期間などは、実質的に10日間自動延長される運用となっていました。

しかし、上記を定めたEPC規則126(2)および127(2)の改正により、2023年11月1日以後に発行される通知より、このいわゆる10日間ルールが廃止されることになりました。これは、電子化により通知が即時に送達されるようになった現状を反映したものです。

10日間ルールの廃止は、応答期間の実質的な短縮となります。また、通知の発行日を基準として10日間ルールの適用／不適用が決まるため、しばらくの間は、10日間ルールが適用される期限と適用されない期限が混在することになります。したがって、期限徒過が起らないように十分に注意する必要があります。

ヨーロッパ特許の手続きには、そもそも10日間ルールとは無関係の期限もあり、期限管理が複雑になっていました。そのため、今回の改正には、ミスが起りにくくなるという良い面もあります。

中国—特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムの延長

日本国特許庁（JPO）は、中国国家知識産権局（CNIPA）とのPPH試行プログラムを、2023年11月1日から5年間延長したことを公表しました。日中PPH試行プログラムは、2011年10月18日に北京で開催された日中特許庁長官会合での合意を受けて2011年11月1日に開始されており、今回が4回目の延長となります。

一般的に、PPHの主な利点としては、特許査定率の向上と審査の迅速化の2つが挙げられます。しかし、中国出願におけるPPHについては、他国におけるPPHと比較して、特許査定率の向上があまり見込めないという調査結果があります。一方で、審査の迅速化には非常に有効で、PPHプログラムへの参加申請が受理されてから1～2月で最初の審査結果が得られています。

中国の国内制度には、日本の早期審査に相当するような、外国出願人が容易に利用できる審査迅速化の方策がありません。そのため、日本からの中国出願において、PPHは、審査を迅速化する実質上唯一かつ強力な手段となっています。

インド—分割出願の客体的要件について控訴審判決

昨年7月、デリー高等裁判所（IPD=審判／初審）は、分割出願の客体的要件に関し、「親出願のクレームには複数の発明が記載されていない限りならず、親出願の明細書のみに基づいて分割出願をすることはできない。」との判決を出しました。これは、分割出願を事実上単一性違反が指摘された場合にのみ制限するものであり、他国では見られない非常に厳しい要件であったことから、議論を呼んでいました。

2023年10月13日、デリー高等裁判所（division bench=控訴審）は、上記の判決を覆し、「分割出願は、その発明が明細書に開示されていなければならない。」としました。これにより、親出願ではクレームアップされていない発明についても、出願人は自らの意思で分割出願を行うことができることが示されました。

今回の判決は、各国の特許制度とも調和するものであり、妥当であると思います。一方、分割出願の客体的要件については、他にも「親出願と同一のクレームで分割出願をすることはできない。」との審決があり、これは現在も覆されていません。インドでは、「通常の」分割出願は認められるようになりましたが、審査のやり直しや係属状態の維持を目的とした「戦略的な」分割出願は引き続き認められませんので、注意が必要です。

1 はじめに

肖像権は、ピンク・レディー事件・最高裁平成24年2月2日判決（以下「平成24年判決」といいます。）にて、その排他的な権利性が認められました。平成24年判決では、肖像権侵害の判断基準は示されませんでした。近時、東京地裁中島基至判事による論文（以下「中島論文」といいます。）により、肖像権侵害に関する判断基準の提示が試みられています（注1）。以下、中島論文を参考にして、近時の判例の整理と検討を行います。

2 中島論文の概略

平成24年判決が判示したパブリシティ権侵害の判断基準及び近時の裁判例を参照して、肖像権侵害が認められる場合を、原則として以下の3類型に該当する場合に限定し、これらの類型に該当しない場合には、表現の自由その他の重要な法益との関係を考慮して、肖像権侵害が認められる場合を厳格に制限するというものです（以下、「3類型基準」といいます。）。

- (1) 撮影等された者（以下「被撮影者」といいます。）の私的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公共の利害に関する事項でないとき
- (2) 公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が社会通念上受忍すべき限度を超えて被撮影者を侮辱するとき
- (3) 公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、当該情報が公表されることによって社会通念上受忍すべき限度を超えて平穩に日常生活を送る被撮影者の利益を害するおそれがあるとき

3 近時の判例の整理

近時の裁判例11件（注2）のうち、一審において、3類型基準によって肖像権侵害の有無を判断したものは、2件です（別表10、11事件）。これらの判断は、いずれも控訴審にて是認されています（別表3、4事件）。他方で、種々の考慮要素を総合考慮して、人格的利益の侵害が社会生活上の受忍限度を超えるものかどうかを判断するとの基準（以下「総合考慮基準」といいます。）を明示した上で、肖像権侵害の有無を判断したものが、5件あります。よって、少なくとも現時点の裁判例の傾向としては、3類型基準による判断が定着しているとはいえません。

4 検討

3類型基準は、表現の自由に配慮して、肖像権侵害の外延を画する試みと評価することができます。ただし、3類型に該当しない場合、とりわけ公的領域において撮影し又は撮影された情報を公表する場合において、被撮影者の侮辱又はその平穩に日常生活を送る利益の侵害の有無が問擬されない事案において、被撮影者の利益が十分に保護されないおそれがあります。具体的には、当初は契約に基づいて被撮影者の肖像等の撮影・公表がなされた後、当該契約が失効した場合などです。このような場合には、肖像等の利用についての合意の範囲、被撮影者の社会的地位その他の事情を考慮要素に取り込むことができる総合考慮基準が、より適した基準であると思われます（別表1、2事件参照）。

（注1）民事法研究会発行・L&T別冊「知的財産紛争の最前線 No.9」76頁以下参照。

（注2）下記URLの別表参照。

<https://koyo-law.com/home/wp-content/uploads/2023/11/syozokensingai.pdf>

専門性の高いサービス群



「特許発、光陽経由、未来行き」

あなたのビジネスをサポートする
スペシャリスト集団です

光陽は多様な技術分野をカバーする最先端の特許技術者集団を擁しています。その中から専任された技術専門家として弁理士、弁護士が種々の技術分野に亘る内外国特許出願、審判事件、特許侵害事件、鑑定等に対応します。

- 特許調査 弊所の独自ロジックによる最適なデータベースの組み合わせを用いたハイクオリティな先行技術調査をご提供しております。
- 契約係争関係 特許侵害、審決取消訴訟代理、各種交渉などの係争業務を承っております。
- 出願業務 国内特許出願、外国特許出願、意匠出願、商標出願、実用新案登録出願などの出願代理業務全般を承っております。
- 中間業務 国内出願の中間業務、外国出願の中間業務、外内出願の中間業務を承っております。
- コンサルティング ビジネスプランと各種知的財産権を効果的に生かす戦略プランなどのコンサルティング業務をご提供しております。
- 法務業務 法律業務（その他係争関係） 交渉、訴訟、調停等、事案の性質に応じた手続きを選択し、満足度の高い紛争解決を目指します。

事務所概要

Office

お客様の発展に役立つ事、
それが私たちの使命です。



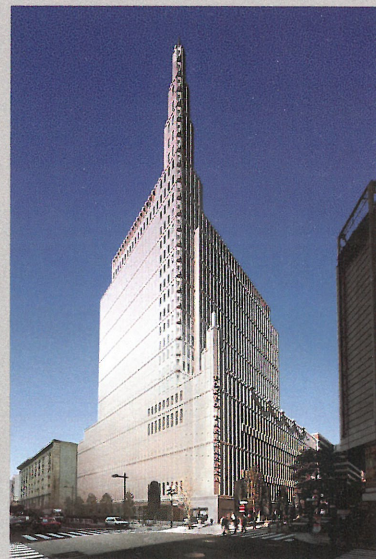
所長弁理士 荒船 博司



- 事務所名 光陽国際特許事務所
光陽国際特許法律事務所
- 英文名称 Koyo International Patent Firm
- 所在地 〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-1-3東京宝塚ビル17階
- TEL 03-5251-5721 (代表)
- FAX 03-5251-5727
- 代表弁理士 荒船 博司
- 設立 昭和56年6月
- 従業員数 (http://www.koyo-patent.co.jp 参照)
- 弁理士数 (同上)
- 弁護士数 (同上)
- 業務内容 知的財産権(特許・実用新案・意匠・商標)に関する出願、その他手続きの代理。国内および諸外国の顧客の依頼による日本国および諸外国の特許庁に対する諸手続きの、直接あるいは間接的な代行。
民事、商事、家事等に関する係争処理。紛争予防のための法律相談、契約書の作成・審査等。

<事務所沿革>

- 昭和56年6月 前身の事務所を千代田区神田に開設
- 昭和60年3月 業務拡張のため、新宿区市ヶ谷に移転
- 平成元年4月 光陽国際特許事務所に改称
- 平成2年10月 業務拡張のため、新宿区神楽坂に移転
- 平成11年1月 業務拡張のため、新宿区岩戸町に移転
- 平成14年11月 光陽国際特許法律事務所に改称
- 平成22年8月 特許業務法人 光陽国際特許事務所を設立
- 平成24年10月 業務拡張のため、千代田区有楽町に移転
- 令和4年11月 弁理士法改正に伴い、弁理士法人 光陽国際特許事務所に改称



<東京宝塚ビル アクセス>

- ◆ JR JR有楽町駅(日比谷口) 徒歩5分
- ◆ 東京メトロ 日比谷線 日比谷駅(A5出口) 徒歩3分
千代田線 日比谷駅(A13出口) 徒歩2分
- ◆ 都営地下鉄 三田線 日比谷駅
(千代田線連絡口経由 A13出口) 徒歩6分

銀座界限

光陽の近くにある人気のグルメスポットに行ってみました！

てくてく
グルメ



とっておきのお店を
ご紹介します。



全聚徳 銀座店

電話：03-5568-8668

住所：東京都中央区銀座 5-8-9
BINO 銀座 5F



銀座駅A3またはA4出口から徒歩1分。中国で150年余りの歴史があり、「北京ダックといえば全聚徳」とも言われるほどの老舗。銀座店は、北京の伝統建築様式をテーマにアンティーク家具や100年前のレンガや彫り物が並ぶ優雅な空間です。

ランチは平日限定のコースは2750円〜、お手頃なアラカルトのメニューも揃えています。今回は鴨三喫コース(7150円)をいただきました。まずは大きなフカヒレに驚きましたが、主役はお待ちかねの北京ダックです。

シェフが目の前で切り分け、まずはザラメをかけて皮のみで頂き、あとはその場で包んでくれます。パリパリの皮が引き立つ蒸しパン包み、ジューシーな肉と野菜の触感を楽しめる鴨餅包み、その後のつゆそばも北京ダックの骨をだしに使われていて、コース名の通り鴨を存分に味わえました。

丁寧な接客に、最高の北京料理。大切な日のおもてなしにぜひご利用ください。

■ 営業時間 ランチ 11:30 ~ 15:00(L.O.14:30)
ディナー 17:00 ~ 22:00(L.O.21:00)
■ 定休日 1月1日

インペリアルラウンジ アクア

電話：03-3539-8186

住所：東京都千代田区内幸町 1-1-1
帝国ホテル 東京 本館 17階



てくてくグルメ初のアフタヌーンティーのご紹介。インペリアルラウンジ アクアは日比谷駅から徒歩3分(A13出口すぐ)、帝国ホテル 東京の最上階の17階にあります。人気の窓際の席は日比谷公園や皇居を臨む絶景のロケーションです。

贅沢なBENTOランチ(15,000円/要事前予約)、シックなバーラウンジ(カクテル3,050円〜等)も楽しめますが、今回は季節ごとに変わるアフタヌーンティー、ハートフルアフタヌーンティー(11/1~1/14の期間限定。平日9,200円、土日祝9,800円)をいただきました。

ウェルカムティーで始まり、その後は厳選された紅茶など約30種飲み変え自由で、親しい人との会話もはずみます。青リンゴや雪の結晶モチーフのスイーツ、温かなパイ包みなどの冬らしいメニューは、味はもちろん見た目も華やかで心温まるひと時を過ごせました。

一流ホテルの上質なホスピタリティに迎えられる非日常空間をぜひ味わってください。

■ 提供時間 11:30 ~ 18:00 (ラストオーダー)
■ 定休日 無休

※写真は2024年1月15日(月)から提供開始される『ストロベリー×ローズアフタヌーンティー』。毎とバラを組み合わせた鮮やかな色合いが印象的な深紅のアフタヌーンティーです。



KOYO
光陽国際特許事務所

光陽国際特許事務所 Koyo International Patent Firm
〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-1-3 東京宝塚ビル 17階
TEL：03-5251-5721 (代表) FAX：03-5251-5727
URL：http://www.koyo-patent.co.jp